

## 院外処方せんの一般処方について

処方せんには通常、医師から処方された医薬品名が

商品名で記載されていましたが、

当院で発行する処方せんの一部の医薬品を平成29年4月1日から

一般名（お薬の有効成分名）で記載しております。（一般名処方）

一般名で記載された処方せんは、調剤薬局の薬剤師と相談して、

患者さん自身が先発医薬品や後発医薬品（ジェネリック医薬品）

を選んでいただけることができます。

この一般名処方により、患者さんの窓口負担金が今までより

10円～20円程上がりますが、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を

選んでいただると薬の値段が安くなるので、一般名処方のほうが

トータル的に費用が抑えられる事となります。

後発医薬品の使用促進のために、国の施策として推進されてますので、

どうか引き続きのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

一般名処方の場合、記載は次のように変わります。

【従来の記載】

〇〇〇〇〇錠60mg 「メーカー名」 3錠 7日分  
分3／朝・昼・夕食後



【新たな一般名での記載】

【般】△△△△△△錠60mg 3錠 7日分  
分3／朝・昼・夕食後